

# 「東京都障害者スポーツ振興計画」の概要

## はじめに —計画策定の背景と必要性—（1頁～）

- 東京都では、スポーツに関する所管部局を一元化し、平成22年7月にスポーツ振興局を設置。これにより、年齢・性別や障害の有無を問わず、だれもがスポーツに親しむことのできる「スポーツ都市東京」の実現に向け、障害者スポーツを含め、スポーツ行政を総合的かつ一体的に推進する体制を整備。
- 今後、障害者スポーツの一層の振興を図っていくためには、中長期的な視点からの体系的・継続的な振興計画の策定が不可欠。
- 本計画はこうした考え方のもとに策定するもので、国をはじめ全国の都道府県で初の取組。平成23年8月に施行されたスポーツ基本法において示された趣旨にも合致。

## 第1章 障害者スポーツ振興の意義（4頁～）

### 1 障害のある人にとって（4頁～）

- 障害のある人のスポーツや運動を行う目的として挙げられた回答順位は、都民対象の世論調査結果とほぼ同様であり、障害のある人にとってのスポーツの意義は、一般のスポーツの意義と変わるところがない。
- また、リハビリテーションや医療・治療も挙げられており、心身への効果もある。
- さらに、社会参加の増大、社会活動への自信の回復、積極的で豊かなライフスタイルの獲得のほか、障害のある人の活動に対する社会の認知度の増大にも効果。

### 2 障害のない人にとって（8頁）

- 障害者スポーツは、アダプテッド・スポーツともいわれるように、障害のある人に限らず、子供から高齢者、運動が苦手な人まで、だれもが楽しむことができる。
- 学校行事等のなかでの障害者スポーツ体験等により、スポーツに親しむ気持ちを養うとともに、障害理解教育としての効果も期待。
- さらに、高齢者スポーツやライフステージに応じたスポーツ活動の促進につながり、健康寿命の延伸や寝たきり予防、クオリティ・オブ・ライフの向上にも貢献。

### 3 社会全体にとって（8頁～）

- 障害者スポーツの振興は、スポーツ全体の振興を推し進め、障害の有無や年齢・性別に関わらず、すべての人がスポーツに親しむことのできる社会、すなわち、スポーツ・フォア・オールの実現に大きく寄与。
- 障害者スポーツの環境改善が進むため、障害のある人とない人の相互理解と交流が広がり、共生社会の実現に貢献。
- 障害のあるアスリートが持てる力を発揮し、競技に打ち込む姿は、多くの人に勇気と感動を与える。障害者スポーツに触れ、知ることが人間の可能性と力強さを再認識する機会となる。

## 第2章 都における障害者スポーツをめぐる現状と課題（10頁～）

### 1 障害のある人のスポーツとの関わりの現状（10頁～）

- 障害のある人の数は増加傾向にある（10頁）
- 障害のある人全体のスポーツ活動は低調（11頁）
- 障害のある人全体のスポーツ実施率も低い（13頁）
- スポーツを勧めた人は、本人と日常的な関係性のある者が多い（14頁）
- スポーツを行う際の相手は、本人と日常的な関係性のある者が多い（15頁）
- スポーツ活動の場所は福祉施設が最も多い（16頁）
- スポーツを行っている人の困りごと（17頁）
- スポーツを中止した理由（18頁）
- スポーツを行わない理由（20頁）
- 障害のある人がスポーツを行う上で必要と感じていること（22頁）

### 2 障害者スポーツの振興を進める上での課題（24頁～）

- **障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発の不足**  
スポーツの効用に関する情報発信や、障害のある人が「いつ、どこで、どのようにして」スポーツができるかという具体的な情報が不足。
- **障害のある人が身近でスポーツ活動をする場の不足**  
生活圏である身近な地域の施設などにおけるスポーツ活動の場が不足。
- **地域のキーパーソンとなる人材の不足**  
障害者スポーツ事業の企画・実施を行うなど、地域で障害者スポーツを広め指導にあたる人材が不足。
- **地域でスポーツをともに楽しむ仲間の不足**  
地域で一緒に運動やスポーツをする仲間や、障害のある人とない人がともに行うスポーツ活動への取組が不足。
- **指導者側の連携体制の欠如**  
障害者スポーツ指導員とスポーツ推進委員の連携や障害者スポーツ競技団体の組織力や団体間の連携のための体制が欠如。

## 第3章 今後の都における障害者スポーツの振興に向けて (31 頁～)

### 1 計画の理念 (31 頁)

障害のある人もない人も、だれもがスポーツに親しむ「スポーツ都市東京」を目指して、東京都スポーツ振興基本計画と同様に「スポーツ・フォア・オール」とする。

### 2 計画の期間 (31 頁)

平成 23 (2011) 年度～平成 32 (2020) 年度 (10 年間)

### 3 計画の目標 (31 頁)

- 1 情報発信と普及啓発が進み、障害のある人とない人の相互理解と交流が進んでいる
- 2 人材育成が進み、地域ごとに障害者スポーツを楽しめる環境づくりが広がっている
- 3 競技力強化が進み、アスリートがパラリンピック等の国際舞台で活躍している

### 4 振興の方向性 (32 頁～)

- 視点 1 : 障害者スポーツを広め、障害のある人に対するスポーツ活動への円滑な導入を促進
- 視点 2 : 障害のある人が地域でスポーツ活動を継続できる環境を整備
- 視点 3 : 障害者スポーツへの取組体制を強化

### 5 振興の方策と具体的な展開 (36 頁～)

#### 視点 1

#### 施策 1 障害のある人への障害者スポーツの情報発信と相談機能の強化

- 〈取組の例〉
- ・ 障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」の開設
  - ・ 社会福祉施設等への情報提供や体験教室等の開催

#### 施策 2 障害者スポーツの理解促進・普及啓発

- 〈取組の例〉
- ・ 障害者スポーツ事例集「障スポ・プロデュースマニュアル」の作成
  - ・ アスリートの学校派遣「一日校長先生」、パラリンピアン出前授業
  - ・ スポーツ雑誌等での障害者スポーツの発信
  - ・ 都民体育大会と東京都障害者スポーツ大会の合同開会式

#### 視点 2

#### 施策 3 障害者スポーツの場の開拓・整備

- 〈取組の例〉
- ・ 地域開拓推進員により障害者スポーツ教室等の場を開拓
  - ・ 地域スポーツクラブへの障害者の参加促進
  - ・ 東京都障害者スポーツセンターの劣化度診断等の実施

#### 施策 4 障害者スポーツを支える人材の育成・確保

- 〈取組の例〉
- ・ 障害者スポーツセミナーの実施
  - ・ 障害者スポーツ指導員資格取得の促進
  - ・ ピア・インストラクティングの推進
  - ・ スポーツ推進委員と障害者スポーツ指導員による事例検討会の実施

#### 視点 3

#### 施策 5 障害者スポーツ競技団体の組織力や競技力向上のための体制整備

- 〈取組の例〉
- ・ 強化練習会を新規開催し、障害のあるアスリートの育成基盤を強化

## おわりに —計画の実現に向けて— (51 頁～)

### 1 推進体制と各主体の役割 (51 頁～)

- 国には、長期的ビジョンを示しながら、一般スポーツと一体的に振興を図っていくなど、国でなければならない取組を推進していくことを期待。
- 都は、障害者スポーツ振興の中長期の指針を提示し、福祉や教育分野等と連携しながら振興のための環境整備を図るための施策を打ち出すとともに、地域における障害者スポーツ振興の担い手となる様々な主体を支援。
- 区市町村には、それぞれの地域の状況に応じ、都の施策等を活用しながら、地域の障害のある人がスポーツを楽しめるような取組を実施していくことを期待。

### 2 計画の評価及び見直し (52 頁)

- 今後、本計画で示した中長期の目標を見据えながら、継続的・計画的に取り組むとともに、適切に進行管理。必要に応じて、計画の見直し・変更も検討。